

(別添 2)

No.	6
策定年月	令和3年5月
見直し年月	令和 年 月

大豆産地生産性向上計画 色麻産地 (作成主体:色麻町)

1. 大豆の生産性向上・生産強化に向けた方針

色麻町は、全耕地面積に対して主食米の作付割合が約6割を占める水田地帯である。

近年、主食用米の国内需要が減少する中で、将来を見据え、飼料用米等の生産拡大、園芸品目の導入等と併せて、大豆の生産を拡大する必要がある。

大豆の生産拡大にあたっては、担い手への集積が急速に進む状況を踏まえ、効率的作業を可能とする生産性の高い大豆産地づくりを推進していくとともに、実需に即した品種を作付けして単収の安定を実現する。

現在、色麻町においては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により水田フル活用の推進に取り組んでいるが、本計画において、大豆生産性向上・生産拡大に係る取組をより具体化するとともに関係者の連携を強化し、農業の更なる活性化を図っていく。

2. 大豆生産の現状と課題

(1) 需要に応じた生産の現状と課題

当地域において生産されている品種タンレイ・タチナガハは、主に全国の豆腐・豆乳企業に向けて販売されているが、近年、ゲリラ豪雨や長雨による湿害にみまわれ作柄の不安定さにより安定供給が達成できていない。そのため、県全体の方針と連携を図りつつ排水対策を行いつつ、収量の高い土壌づくりを推進していく必要がある。(タンレイはタチナガハに比べ収量が若干劣るが、需要が大きいため当地域の作付面積が大きくなっている状況。作付割合→タンレイ:タチナガハ=7:3)

なお、約一割ほど晩生品種であるミヤギシロメの作付けがあるが、収穫期に降雪の影響を受けることから面積の拡大が難しく、また、個人の取り組みで団地形成が難しいことから、当面は、タンレイ・タチナガハのみの計上とする。

(2) 生産における現状と課題

近年、作付面積は微増傾向で推移しており、単収は長期的に低下傾向となっている。単収低下の原因として、作付頻度の増加による地力低下等が考えられ、収量を向上させるためには、土壌診断に基づいた地力の回復、堆肥や土壌改良資材の施用等の実施が課題となっている。

また、排水不良も単収低下の大きな要因となっており、改善が必要となっている。

さらに、近年は、担い手への農地の集約が急速に進み、1農家あたりの作業面積が拡大することにより、適期作業の逸失等が起こり、単収低下を引き起こしており、団地化の推進や先端技術の導入等の生産性向上を図っていくことが課題となっている。

(3)実績

① 生産量

作物名	品種名	作付面積の推移(ha)			単収の推移(kg/10a)			生産量(t)		
		平成29年産	平成30年産	令和元年産(現状)	平成29年産	平成30年産	令和元年産(現状)	平成29年産	平成30年産	令和元年産(現状)
大豆	タンレイ タチナガハ	(249) 249	(256) 256	(263) 263	(115) 115	(156) 156	(141) 141	(287) 287	(400) 400	(369) 369
作物計		(249) 249	(256) 256	(263) 263	(115) 115	(156) 156	(141) 141	(287) 287	(400) 400	(369) 369

※ 田畑計の数値を記載している場合は、括弧内に田の面積を記載すること。

※ 必要に応じて適宜行を追加・削除すること。作付していない作物がある場合は空欄で良い。

※ 計画策定時に数値が把握できる直近3年の実績を記載する。麦と大豆で年産が異なっても良い。

※ 年産は必要に応じて適宜書き換えて使用すること。

※ 麦は必ず品種毎に整理すること。(大豆は品種ごとの記載が困難な場合は、一括の記載が可能)

② 団地化

作物名	品種名	平成30年産		令和元年産		令和2年産(現状)		備考
		団地化面積(ha)	団地化率(%)	団地化面積(ha)	団地化率(%)	団地化面積(ha)	団地化率(%)	
大豆	タンレイ タチナガハ	—	—	—	—	31.3	#DIV/0!	平成30年産及び令和 元年産は把握してい ない
作物計		—	—	—	—	31.3	#DIV/0!	

※ 原則田の数値を記載するが、畑を含んでいる場合は、田の数値を括弧書きで記載すること。

※ 必要に応じて適宜行を追加・削除すること。作付していない作物がある場合は空欄で良い。

※ 団地化率は、団地化面積が当該品目の作付面積に占める割合を指す。現状数値以外は把握できる範囲の記載で良い。

※ 品種毎の記載が困難な場合は、麦全体及び大豆全体の数値のみの記載で良い。

③ 団地化率の計算に用いる団地の基準・考え方

宮城県で定める団地の基準は、平坦地(中山間地域以外の地域)で「4ha以上」とし、農地の集約に制限がある中山間地においては「1ha以上」としている。

当地域は中山間地に該当しないことから、「4ha以上」の農地を団地とする。

※ 都道府県の団地基準面積値を使用している場合は、その旨記載すること。

※ 都道府県の団地基準面積値と異なる場合は、必ず記載すること。